

令和 8 年度 桑折町職員（高校卒程度）採用候補者試験案内

桑折町職員（高校卒程度）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人員	職務内容等
行政事務	若干名	町長部局等において一般行政の事務に従事します。

2. 受験資格

平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上（令和7年6月1日以降は拘禁刑）の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

高校卒業程度で次により行います。

(1) 第1次試験

- ① 教養試験 職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

・出題分野及び出題数 知識分野 13題、知能分野 27題

※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「自然に関する一般知識分野」、「国語」の出題はありません。

- ② 適性検査 職務遂行上必要な適性について検査を行います。

(2) 第2次試験（第1次試験合格者に対して行います。）

- ① 作文試験 職員として必要な表現能力について、作文試験（400字詰原稿用紙3枚程度）を行います。

- ② 口述試験 主として人物について、個別面接等の試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日・場所及び発表

区分	期 日	時 間	試験会場	発 表
第1次試験	令和7年 9月21日(日)	受付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00 適性検査 13:00～14:20	福島市中町7番17号 ふくしま中町会館	令和7年10月中旬頃、町役場 掲示板に合格者の受験番号を 掲示するほか、受験者に合否 を直接通知します。
第2次試験	令和7年 11月中旬	第1次試験合格者に別途通知		町役場掲示板に合格者の受験 番号を掲示するほか、受験者 に合否を直接通知します。

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、桑折町の給料表によりますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、**令和7年7月2日（水）以降**、桑折町役場総務課で交付します。また、町ホームページからのダウンロードにより取得できます。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「R 8 年度高校卒程度試験申込用紙請求（行政事務）」と朱書きし、140 円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角形 2 号）を必ず同封してください。なお、送達に期間を要する関係上、郵便での請求は 8 月 7 日（木）必着でお願いします。

(2) 申込の方法

① 申込用紙に必要事項を記入して、桑折町役場総務課に提出してください。

② 申込書を郵送する場合

ア 申込書を封入した封筒の表に「R 8 年度高校卒程度試験申込（行政事務）」と朱書きして送付してください。

イ 受付後に受験票を返送しますので、必ず 110 円切手を貼った自分宛（宛先記載）の返信用封筒（長形 3 号）を同封してください。

ウ 必ず簡易書留で送付してください。簡易書留によらない郵送で事故が発生した場合の責任は負いません。
※簡易書留の受領証は、受験票が届くまで保管してください。

③ 受験票を受領したときは、最近 6 カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦 6 cm × 横 4.5 cm）1 枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真を貼っていない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間

令和7年7月16日（水）から8月15日（金）まで。（執務時間中 [8:30~17:15] に限ります。）

郵便による申込書提出の場合も、8 月 15 日（金）までに到着したものに限り受け付けます。

8. 試験結果の開示

第 1 次試験の結果については、第 1 次試験の不合格者本人に限り口頭で開示を請求することができます。開示内容は総合得点・順位、開示期間は合格者発表の日から 1 カ月間、開示場所は桑折町役場総務課です。

なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、個人番号カード、旅券等）を持参のうえ、**受験者本人が直接おいでください。**

9. その他

(1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

(2) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがありますので、公共交通機関を利用してください。

(3) この試験に関し不明な点は、桑折町役場総務課に問い合わせください。郵便での問い合わせの場合は、110 円切手を貼った自分宛の返信用封筒（長形 3 号）を必ず同封してください。

(4) 申し込み・問い合わせ先

〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22 番地 7 桑折町役場総務課

TEL 024-582-2111 FAX 024-582-2479 E メール soumu@town.koori.fukushima.jp